10700

第一條 ◇鳥取縣規則第一號 昭和二十三年一月十六日 鳥取縣稅特別徵收檢查規則 規 鳥取縣知事 西 則

昭和二十

车

H

矅

H

鳥取縣稅特別徵收檢査規則を次のように定める。

尾

愛

治

なるべき帳簿(以下徴收簿という)及び書類の提出並 びにその檢査は法令に定めるもの」外、 收義務者という)の行う計算計算書並びにその證據と ないときはこれに準ずるもの)又は個人(以下特別徴 より地方税を徴收すべき私の圍体の代表者(代表者が 地方自治法第二百四十三條第二項但書の規定に この規則によ

特別微收義務者は税目毎に圧の期日までに計算

百 金

ければならない。 をし計算書並びに徴收簿及び書類を出納長に提出しな

電氣稅

徴收した月の翌月十五日

遊興 税 援税 前年度分を四月三十日

第三條 計算書は別記様式により各税目毎にこれを調整

しなければならない。

第四條 定による領收書の寫をいう。 三十三條及び鳥取縣遊興稅賦課徵收條例第十三條の規 規定による帳簿を、書類とは鳥取縣稅賦課徵收條例第 第三十六條及び鳥取縣遊興稅賦課徵收條例第十二條の 徴牧簿とは鳥取縣稅賦課徴收錄例第三十五條、

を徴收する團体又は個人の檢査に 地方自治法附則第五條第一項の規定により稅金 200

第 千 八 百 昭和二十三年 七 四六 號日 第三種郵便物認可昭和四年四月十五日

鳥取蒜公報

火海 金週

曜日酸河

のように指定する。  応診ないに無税締納  本語・三年・月十六日  高原神  高原神  高原神  高原神  高神  高原神  高原神  高原神										Q <b>07</b> 02						
指げ *** 「場別である。	司 二 司 交付 司 司	產差押證票四一 同 返納 同 同税	二五一同 交付 同 同	<b>税檢查章 四〇一月七日返納。墨務所、務吏員</b> 税檢查章 四〇昭和廿三年 氣高地方 鳥取縣事	分 番號 泛討年月日 所屬縣名 職名	取縣知事 西 尾 愛	和二十三年一月十六	財産差押證票を次のように返納並びに奏付し	地方事務所管内において縣税檢査章並びに縣	取縣告示第十三	昭和二十三年一月二十日ま	島収緊知事 贋 尾 変	昭和二十三年一月十六日ように指定する。	條項に該當する者でない旨の確認を求むべれ日野上母農地委員會委員の候種者につき		
中国 (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	H 田 田 田	中守	田	中守		治	Tribling som	6	稅滯			र्वि	·	日を次		
講關共 ○村昭地 正武名 交 !	するとしつ	ては當廳と緊密なる連繋をなし一層適切なる方途器物取扱上の指導及計量思想普及向土を聞る施設	願添付い郵便事業用度衡器取扱手續を勵行する	· 鳥取縣知事 四 尾 菱 和二十三年一月十六日	の行う第二種単締の執行を左の蘇門を附し省	五年十二月二十一日までの第一種取締並に市	於て使用する度量衡器は昭和二十三年一月一日か	取縣下に於ける廣島遞信局管內各郵便局が其の所在	取縣台次第一五	一五 同 同 高	查章 一五〇 月廿七日交付 高姨村 書記 河税 一五〇 昭和廿三年十二 東伯郡	分 番號 一交付年月日 所屬應名 融名	昭和二十三年一月十六日した。	地方事程所管内において蘇税檢査章を次の数で各示第十四統		

And the second second second second		5.07 E						ATTACAN F. (T		U	VI	U X.
昭和 年 月 日 昭和 年 月分として後收した電氣税は右の通り	合 計		市町村別   密者	電氣稅計算書	別記樣式	ることができる。	二十三年二月十日から五日間執務時間中これを閲覧す	その他の徴牧簿及び書類は所轄市町村役場に於て昭和	電株式會社爲取支店の徴收簿等は鳥取縣廳において、第三條「何人も前三條による書祭中、計算書及び中國匯	月三十一日と讀み替えるものとする。	第二條 前條の場合において第二條の期日は暗和二十三	準用する。
より八度。『西郷村』 氣高郡美穂村、西冬、邱賀野村及び日昭和二十二年閣令内察省令第一號第八條第一項の規定にの鳥取縣告示第十二號	告示	鳥取縣出納長 殿 報外獨教義者 住所 氏 名詞	月日	通り相違ありません。	昭和 年度分として徴收した八湯(遊興)税は右の	<b>♦</b>			目 別 徴收稅額 同上人員拂込金額拂込月日 備 考	入湯(遊與)稅計算壽	鳥取縣出納長	何々會社代表 氏 名 幽

(第三顧郵便物國可)

鳥取縣公報

第千八百七十四號

昭和二十三年一月十六日